

Title	二つの造像銘札をめぐって：運慶の作品と稱せられる諸像についての小考
Sub Title	On some Buddhist-Statues attributed to Unkei (運慶)
Author	浅子, 勝二郎(Asako, Katsujiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.33, No.3/4 (1961. 4) ,p.1(259)- 33(291)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史学科開設五十周年記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610400-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

二つの造像銘札をめぐって

——運慶の作品と稱せられる諸像についての小考——

淺子勝二郎

序

ここにいう二つの造像銘札とは、伊豆願成就院（現静岡縣田方郡菲山村北條寺家所在）傳うるところの二面と横須賀市芦名の淨樂寺で新しく發見された一面で、前者はいずれも高さ二尺三寸六分（七一、二糶）、幅三寸五分（一〇・六糶）の塔婆形木札で、表面五輪形に五大の種字を梵書し、地輪の延長部に寶篋印陀羅尼を梵文墨書している。なお水輪にある小孔には、もと舍利がおさめられていたといわれているが、この塔婆形木札は、舍利を奉籠した小塔や陀羅尼を書寫した木札を造像供養に供した時代の風を物語るものである。

さて本銘札の裏面には

文治二年^{歲次}丙午五月三日奉始之
巧師勾當運慶
檀越平朝臣時政 執筆南無觀音

と同じく墨書されており、とにかく文治二年（一一八六）五月三日、北條時政の發願で、巧師勾當運慶によって造佛が

二つの造像銘札をめぐって

（二五九）

一

開始されたというのであるが、本銘札は寶曆三年（一七五二）北條氏貞が同院の不動、毘沙門の兩像を修理した際、それぞれの胎内から發見されたもので、「兩像は爾後不幸にして全く壞滅に委し、銘札二枚も其適歸すべき所を失ったが⁽¹⁾」、「吾妻鏡」文治五年六月六日條に

爲北條殿御願、爲祈奥州征伐事、伊豆國北條内、被企伽藍營作、今日擇吉曜有事始、立柱上棟、則同被遂供養、名而號願成就院、本尊者阿彌陀三尊、并不動多聞形像等也、是兼日造立之尊容云々、北條殿直被下向其所、殊加周備之莊嚴、令致鄭重之沙汰給、當所者田方郡内也、所謂南條、北條、上條、中條、各並境、且執曩祖之芳躅、今及練若之締構云々

とあり、つまり願成就院が、頼朝の奥州征伐の戰捷祈願のために、北條時政によって建立され、その落成供養が文治五年（一一八九）六月六日に行われたが、本尊阿彌陀三尊と不動、多聞兩像はこれよりさきすでに造立されていたという「吾妻鏡」の記載と全く符合するといので、「造像銘記としての價值は秋毫も動かない⁽²⁾」とされ、從來本銘札についてはなんらの疑いを挿むものもなく、検討も加えられることなく現今におよんでいる。

また後者は一昨三十四年四月、東京國立文化財研究所の久野健氏が淨樂寺の諸像を調査中たまたま毘沙門天像の胎内から發見されたもので、この木札の外見について、同氏の調査報告⁽³⁾につきのように記されている。

月輪形の下に蓮華座を墨書し、その下に長い蓮莖のついた形のもので、總高は七一・五糎、月輪の直径は一四・五糎蓮莖の巾は五糎、厚さは一・二糎ほどである。表は月輪の中央に、多聞天の種子（^{ツクイ}昧）を墨書し、蓮莖部には、「一切如來心秘密全身舍利寶篋印陀羅尼」と記し、次に梵字四行をなかなか達筆にかいている。この梵字は左側面から裏面にまで續き、側面一行、裏面に一行かかっている。右側面には、「大日如來眞言」として、梵字六字を書き、つづけて「多聞天真言」と記して梵字十五字を書く。

裏面には次の様な文字が墨書されている。

大願主平義盛芳縁小野氏

文治五年己酉三月廿日庚戌

大佛師興福寺内相應院勾當運慶小佛師十人

執筆金剛佛子尋西淨花房

ところで久野氏はこの銘札について、「興福寺内相應院勾當運慶」の文字に注意され、從來興福寺と運慶との關係は、かつて林屋辰三郎氏が紹介された「東大寺百卷文書」七三ノ一七に、「峯仲子私田賣券」と名づけられている一通の文書——建久五年二月十一日峯仲子なる一女性が字名を小林と稱する相傳領掌の田地壹段を、現米五石をもって西金堂衆たる雲慶房大法師並に運賀なるものに沽却したことを示している——をみる以外に、これを明らかにしうべき確實な文獻が現在までのところ見當らないという理由で、この銘札の銘記は後世の運慶に關する知識のはるかにおよばないところ、まず文治五年當初のものと認めてさしつかえないものであると推斷され、氏はさらに願成就院の造像銘札が發見された當初の不動、毘沙門兩像が現在失われていることと合せ考え、淨樂寺の毘沙門天像の場合も全く同様な事態とみてよいものであろうか、否かかる特殊な事態が再度起るといふことはいかにも不自然であり、同像が湛慶作雪蹊寺毘沙門天像に比較的類似しているのは、湛慶が父運慶の作風を繼承しているからでもあろうし、この銘札を毘沙門天像と切りはなして考える必要はないのではないかといったような見解から、銘札を出した毘沙門天像自體も銘文の記されたと同時代の制作であるという確信を深めておられる。

氏は同寺の諸像またそれに關連して願成就院の諸像について三たび筆を執られ、兩寺の造像銘札をいよいよ確信し、ついに從來運慶の確實な作品といわれている青年期の円成寺大日如來像（一一七五年作）と壯年期の東大寺南大門二王像

(一二〇三年作) 壯年期の最後を飾る興福寺北円堂彌勒および世親、無著の諸像(一二〇八年頃作)の中間に願成就院、淨樂寺の諸像を定位せしめることによって、運慶様式もしくは鎌倉新様式を樹立せんとするものようである。

ところで以上二つの造像銘札をはたして額面通り受けとってよいものであろうか。看板にいつわりはないであろうか。筆者はこの二つの銘札をそのまま信用するには一抹の不安を感じる。筆者は多少の疑いなきをえないものである。

久野氏は最初の研究報告を「美術研究」に發表して一年、とくに積極的な反對はなかったといっておられるが、消極的な反對がもしあったとしたら、それはどんな内容のものであつたらうか、寡聞にして筆者の知るところでなく、氏が運慶の作品と結論される兩寺の諸像、というよりは兩寺の造像銘札についての筆者の意圖は、甚だしく杜撰で、氏の論旨を云々するに至らざるをおそれるものであるが、たださきにもふれたように、二つの造像銘札を、その銘記の示す通りのものとして容認するには、いささか躊躇せざるをえないのであり、多少とも再検討を加えんと試みるところに、わずかに執筆の根據を見出すのみである。

一

前掲淨樂寺の造像銘札の意味は、文治五年三月廿日に和田義盛とその夫人小野氏の發願によって、大佛師興福寺内相應院勾當運慶が、小佛師十人を率いてこの銘札に該當する佛像を制作したというのであろう。

さて和田義盛夫妻の發願の目的はどこにあったのであろうか。久野氏は「義盛が北條時政の(願成就院の)造佛を知っていて、同じく奥州征伐の際に、運慶に作らせたもの^(?)としか考えられない」といっておられるが、のちにもややくわ

しくのべるように、義經が平泉衣河館で泰衡に襲殺されたのは、文治五年四月卅日であり、頼朝が正式に征討を決したのは六月卅日といわれているので、これは時間的にかがなものであるか。またもしこの造像が奥州征伐の戦捷祈願の目的からなされたものとするれば、「芳縁小野氏」が理解しにくくなってくる。ここにいう小野氏は、いうまでもなく義盛の妻で、建保元年（一一二二）のいわゆる和田合戦に、北條氏の挑發にあつて和田氏一門とともに滅亡した横山氏の女である。「吾妻鏡」建保元年五月四日條に

和田新左衛門尉常盛、年四十二、并横山左馬允時兼、年六十一、等者於坂東山償原別所自殺云々、時兼者横山權守時廣嫡男也、伯母時廣者爲義盛妻、姉者又嫁常盛、故今與同此謀叛云々とあり、また同廿日條に

故和田左衛門尉義盛妻横山權守妹、蒙厚免之、是豐受太神宮七社禰宜度會康高女子也、依夫謀叛之科、被召放所領之上、其身又爲囚人、而謂件領所者、爲神宮一圓御厨遠江國兼田之間、禰宜等依申子細、匪被返付所於本宮、剩預恩赦、是御敬神之異他之故也

とあるもので、この銘札のありかたが、和田義盛夫妻の祈願例えば和田氏一家一門の安隱、繁榮などを請願するための造像の際のものとしてならいざしらず、奥州征伐のような天下國家の大事にかかわる造像銘札に、個人的な名を連ねるといふことは、起りうる可能性が薄いといわなければならない。ここで一例として、長野縣藤尾觀音堂（現長野縣北安曇郡八坂村大字八坂藤尾所在、大平區管理）千手觀音立像の場合をあげて、淨樂寺諸像造立の目的を検討してみよう。

本像は寄木造、像高五尺五寸。胎内に摺佛十枚、白銅鏡一面（徑約三寸五分、縁厚約二分）木札一面を納入している。

木札は高さ二尺五寸八分、幅六寸三分、厚さ三分五厘で、表面に六段の墨書があり、第一段、第二段に千手千眼陀羅尼を、第四段以下に造像の願旨、勸進大檀那などを記している。⁽⁹⁾ 本木札の銘文は、治承三年(一一七九)のものであり、納入の摺佛、銅鏡また當時の制作と考えられるので、それらはいずれも千手觀音像造立の際納入されたものである。また銘文が僧湛海の手によつて、「如形執筆」されていることは、僧湛海なるものが、この頃すでに信濃の山間において、銘文の形式を心得ていたとみるよりほかなく、地方文化の發達を窺知しうる史料として、まことに興味深いものがある。事實本木札に記されている大施主平盛家はこの地の領主で、木曾義仲の部將であった仁科盛家であろうといわれている。⁽¹⁰⁾ つまり仁科盛家夫妻が願主となり、その子女を結縁して現世安隱、所願成就を祈願して千手觀音像を造立したのである。

さて願成就院、淨樂寺、藤尾觀音堂の諸銘札は、いずれも佛像の胎内から發見されたもので、胎内銘札とよばれているが米山徳馬氏の研究⁽¹¹⁾によつて、その胎内銘札(もしくは木札)についてさらに考察を進めよう。

米山氏によれば、ここに胎内というのは佛像内部の空洞のことで、この部分は現在知られている限り、ほとんど素材を荒削り(内削り)したままである。その状態は時代により、作者により、また造像供養の輕重によつて必ずしも一定していないが、極めて無雜作になされているのが一般で、稀には佛像の表面の仕上げと同じように、漆箔が施されているいわゆる莊嚴法に成る佛像もある。

ところでこの胎内に直接銘記するものと、さきに願成就院、淨樂寺の兩銘札についてふれたように、木札に梵書、梵文墨書して胎内に納入するものがあるわけである。

胎内銘記には墨書、朱書、朱漆書などがあるが、大部分は墨書である。これには造像當初のもの(ほとんどその供養の

趣旨を傳えている)もあり、後世修理の際の修理銘もあり、造立當時を追記した追銘もあり、あるいは修理銘、追銘の兩性質を兼ねたものもある。また記銘の場所は、胎内胸部、背部の場合が多く、顔面内部、膝裏の例も少なくない。さて胎内銘札について、さらに一二の例をあげて検討してみよう。

東大寺眞言院の多聞天像は木造立像で、像高六尺一寸五分、第一木札(第三木札まである)の表に多聞天像を画き、裏に永久寺僧榮心が、治承二年(一一七八)母および師の尊靈の往生淨土のために造立するという願旨を記している。同持國天像、廣目天像もそれぞれ治承三年、治承四年に造立されたもので、裏面の銘札は多聞天像と同じである。なお以上三體はもと内山永久寺にあったものといわれている。

興福寺藥王、藥上兩菩薩像は、それぞれ十一尺七寸五分、十一尺六寸八分の木造漆箔立像で、その胎内銘札は、枳付の木片で鏡を嵌入し、その上に二梵字を書き、その下に銘記してある。藥王菩薩の枳抜きの高さ九寸四分、藥上菩薩六寸四分、なお枳はいずれも、小さい船形臺の孔に差しこんで立てている。藥王菩薩像の銘札には

阿耨多羅

三藐三菩提

建仁貳年^{壬戌}八月

廿日春氏敬白

とあり、ほかに二通の紙本墨書造像願文と同じく紙本墨書寶篋印陀羅尼(梵文)が納められている。二通の造像願文は

西金堂脇士 藥王菩薩像

二つの造像銘札をめぐって

依法師千榮 發願勸進力

爲宗有嫡女 七世四恩等

令離苦得樂 所奉造立矣

結緣貴賤衆 自他法界類

願起生死海 速昇菩提岸

と

藥王菩薩像 法師宗有願

尼慈氏寂蓮 大中臣姉子

阿波田牛若 阿波田明王

阿波田滿若 阿波田吉祥

阿波田閑若 現世安穩願 後生善所願 安養淨土願 爲所願成就

とあるもので、藥上菩薩像の銘札には

建仁貳年

九月六日

願主

大中臣姉子

とあり、ほかに藥王菩薩像の紙本墨書造像願文に、「爲宗有嫡女」とあるところが「爲定詮中子」となっている一通

の願文と梵文寶篋印陀羅尼を納入している。

さて胎内銘札は、藤原時代の終りから鎌倉時代にかけて行われたものごとく、この點で淨樂寺の胎内銘札は時代的に齟齬するところはないが、ただ通例に反して造像の趣旨に明らかならざるものがあり、同銘札について多少の疑念が残されるわけである。

ここで問顔は、淨樂寺の胎内銘札は月輪形銘札とよばれる特殊なものであるということである。米山氏によれば、胎内の梵書は、胎内に直接種字、眞言などを墨書する場合が多いが、その一形式として円形の板（月輪とよばれている）に種字、眞言などを梵書し、これを胎内に納入する風が行われていたという。氏はこの種銘札の二例をあげておられるが、いずれも時代は淨樂寺の文治五年（一一八九）よりやや新しく、一は仁治四年（一二四三）一は建長元年（一二四九）在銘のものである。前者京都大山崎大念寺阿彌陀如來立像の場合は、直徑二寸二分程の月輪の下に蓮華を配し、さらに蓮莖をあらわす柄部がついており、月輪の表面に阿字を梵書し、裏面に筆者と思われる人の梵字の署名があり、後者同じく京都御室仁和寺悉達太子座像の場合は、月輪に柄部がついていて、全長九寸四分、徑二寸五分、厚さ二分、胡粉塗りで、表面には極彩色の蓮華座上にバク（釋迦の種字）を書き、裏面には大日如來の三種の眞言を墨書している。なお米山氏によれば、この形式はすでに藤原時代に行われていたらしいということである。⁽¹⁴⁾

ところで以上二例と淨樂寺の場合とを比較して、容易に氣づくことは、銘札の大きさに格段の相違があることで、ただ二三の例で、この種銘札の時代性を云々することは危険で、新発見が待望されるわけであるが、とにかく淨樂寺においては、願主は記されているが、願旨は不明であり、大念、仁和兩寺は、そのいずれも明らかにされていない。もっとも大念寺においては、梵字の筆者と思われる清淨金剛道覺（法親王）が願主であるかもしれない。こういつたような銘

記の形式についても後考を俟たなければならぬ。

ここで淨樂寺の胎内銘札は、時代的にはその存在が許容されるとしても、和田義盛の奥州征伐勝捷祈願のための造像銘札ではなく、あるいは和田義盛一家一門の現世安穩、所願成就の願旨が盛られているものとも一應考えられるし、またさきにふれた、信濃の地方豪族仁科盛家の事例を以ってして、治承四年(一一八〇)から、はやくも侍所別當に補せられて、權勢を振った義盛のかかる願意にいつるものとしてこれを理解することは、必ずしも不當ではないが、しかし「吾妻鏡」に、頼朝の東大寺再建助成のことに關連して、鎌倉御家人に二菩薩、四天王像などの造立を割りあてている記載がみえているので、つまり鎌倉名代の御家人が、わずか一體ずつの造立を割りあてられているのに、麗々しく書きたてられているのであるから、もし淨樂寺の諸像が、和田義盛獨力で、しかも中央佛師運慶の手に成ったとなれば、なんらかの形の所傳があつて然るべきであろうという疑念が起るのは當然である。淨樂寺の造像銘札の銘記はにわかには信ずることはできない。なお運慶(ただし雲慶とある)の名が、はじめて鎌倉幕府關係の史料にあらわれるのは建保四年(一一二六)である。⁽¹⁶⁾

二

「吾妻鏡」には、頼朝の勝長壽院大御堂造營の經緯が詳細に記されている。すなわち元曆元年(一一八四)十一月廿六日條に

武衛爲草創伽藍鎌倉中之求勝地給、当于營東南、有一靈崛、仍被企梵宇營作於彼所、是報謝父德之素願也云々とあり、翌文治元年二月十九日條には

南御堂事始也、武衛香御水干、駕鶴毛御馬、渡御其所、御堂地南山麓構假屋、御臺所同入御、爲覽今日儀也云々

とみえ、頼朝は政子とともに親しく南御堂事始に臨み、さらに四月十一日には、頼朝臨席のもとに柱立の儀が行われ、五月廿一日條には

南都大佛師成朝依御招請參向、是爲造立此御堂佛像也

とあって、新造御堂の佛像造立のために南都大佛師成朝の下向となり、八月廿三日には、絵師藤原爲久が御堂を莊嚴するため京都から招かれ、九月二日には、梶原景季以下が「南御堂供養導師御布施并堂莊嚴具」を調達するために上洛するなど、頼朝がこの新御堂の造營のためにいかに意を用いたかが容易に想像される。また十月廿一日條に

南御堂奉渡本佛丈六、皆金色阿彌陀佛、佛師成朝也

とみえているから、成朝はわずか五カ月で造像の功をおわったことがわかる。かくして十月廿四日ついに落成供養をとげているが、「吾妻鏡」はその盛儀を遺憾なく傳えている。

さてこの勝長壽院大御堂はその後どうなったのであろうか。

淨樂寺の寺傳によれば、大御堂は建永元年（一二〇六）大風に倒壊したため、現在の芦名の地に移されたのだということである。金剛山勝長壽院大御堂の號もその因縁によるものであるか。

ところが建保元年（一二二三）頃撰ばれたという實朝の「金槐和歌集」「春」の部には

三月の末つかた勝長壽院にもうでたりしにある僧山陰に隠れおるを見て花はと問いしかば散りぬとなむ答えはべりしを聞きてよめる

行きて見むと思ひし程に散りにけり

あやなの花や風立たぬまに

櫻花さくとみしまにちりにけり

夢か現か春の山風

とあり、さらに

雨そぼふれる朝勝長壽院の梅ところ／＼咲きたるを見て花にむすびつけし歌
ふる寺の朽木の梅も春雨に

そぼちて花の綻びにけり

ともあり、また「秋」の部には

七月十四日夜勝長壽院の樓にはべりて月のさし入りたりしをよめる

詠めやる軒の葱の露のまに

いたくな更けそ秋の夜の月

とみえている。これだけでは勝長壽院のたたずまいは窺い知る由もないが、荒廢に近い有様が偲ばれるような氣もする。とにかく大御堂はいまだこの頃どこにも移っていないようである。さらに貞應二年（一二二三）に作られた「海道記」に

南の山の麓に行きて、大御堂、新御堂を拜すれば、佛像烏瑟のひかりは瓔珞眼にかがやき、月殿畫梁のよそおいは金銀色をあらそう

と記されているところをみると、佛像も移座されず、依然として「吾妻鏡」の傳える莊嚴な姿を止めていたように思

われる。しかし「吾妻鏡」によれば、政子は貞應二年二月勝長壽院奥御堂その他の造營を志し、同八月廿日に本尊彌勒像を安置する南新御堂の造立供養を行つてゐるから、「海道記」に「南の山の麓に行きて、大御堂、新御堂を拜すれば」と記されているのは、形骸化されてしまった大御堂ではなく、新造の新御堂を寫したものであるかもしれないし、そうすれば「金槐和歌集」に窺がわれる勝長壽院荒廢の有様も理解されるし、もし大御堂が淨樂寺の寺傳にあるように芦名に移されたものとすれば、それは貞應二年以前、さらにその移建が政子と和田義盛の手によってなされたという寺伝を信ずれば、義盛一門の滅亡した建保元年以前ということになるわけであるが、いずれにしても實權が北條氏の手中に掌握されていた時代の變移のなかに、源家の祈願所がその影を薄くして、退轉を余儀なくされたものであらうと考えられる。

仁治三年（一二四二）に作られた「東關紀行」に

大御堂ときこゆるは、石巖のきびしきをきりて、道場のあらたなるをひらきしより、禪僧庵をならぶ。月おのずから祇宗の觀をとぶらい、行法座をかさね、風とこしなえに金磬のひびきをさそう

とある記載も、ここに至って願成就院大御堂が草庵の立ちならぶ禪道場と化して、源家の祈願所たるの面目を失った次第を物語るものであることがわかる。

なお「吾妻鏡」康元元年（一二五六）十二月十一日條には、從來建立されていた諸堂宇が全焼し（そのなかにまだ勝長壽院の名があらわれるが、これは一堂宇に昔の名残を止めていたものであらう）翌正嘉元年八月には、はやくも再建の議が起り、九月から工事にかかって翌年六月四日に落成供養を行っている。またさきに焼亡を免れた像は新造の堂中に安置された。

淨樂寺の胎内銘札は、その銘記の示す通りの年代のものとすれば、藤原時代から鎌倉時代にかけて行われたと思われるこの種銘札が、願旨を明らかにするというその通有性を缺いているところに、いささか不安があるが、月輪形というその特殊な形式から考えると、その銘札は十三世紀中葉頃のものとも一應推定される。

淨樂寺（勝長壽院）がいつ鎌倉から現在の芦名に移されたかは不明であり、いわんや現存の諸像が、同寺に安置されるに至った経緯についても全く同様である。

三

淨樂寺は天保八年（一八四〇）に編纂された「新編相模國風土記稿」に、「文治五年二月三十日和田義盛建立七阿彌陀堂の第二なりと云」と記されているが、ただ同書に「本山二世寂惠此寺に住して中興す、故に今寂惠を開山とす」とあり、さらに注して「接するに文治中建立の堂は早く廢絶し遙の後僧寂惠中興の時より今の本尊を安置せしなるべし」とあるところに注目しておこう。

寂惠は鎌倉光明寺開山良忠をついだ良曉のことで、彼には淨土關係の著書も多く、また歌をよくした。⁽¹⁸⁾

良曉が良忠から、源空、辨阿、良忠と相傳された淨土法門を付囑されたのは弘安九年（一二八六）であり、また良曉は正和三年（一二三四）法門を三世良譽に傳えている。⁽¹⁹⁾

ここに良曉が淨樂寺の開山となった時期が問題であるが、今日淨土宗關東總本山という光明寺の格式からいって、良曉が光明寺を退いて淨樂寺の執事を専らにしたとするよりは、光明寺在住中の兼帯とみる方が隱當であろう。すなわちその時期は、十三世紀末葉から十四世紀初頭にかかる頃で、寺傳に、その時期を徳治元年（一三〇六）としているのは、

正嶋をえたものと考えられる。

さて良暁が歌をよくしたことについてはさきにもふれたが、正和元年（一三二二）一説には正和三年に編纂されたといわれる「玉葉和歌集」に、中務卿宗尊親王の歌として

寂惠法師世をのがれ侍りける時つかわしける　と前おきして
捨つる世の跡まで残る藻鹽草

かたみなれとや書きとどめけむ

とあり、その返しとして寂惠法師は

捨つる世のかたみとみずば藻鹽草

書き置く跡もかいやなからむ

と詠じている。

宗尊親王はいうまでもなく、鎌倉幕府第六代將軍で、建長四年（一二五二）から文永三年（一二六六）まで鎌倉に在任し、文永三年歸京、同十一年に歿している。

良暁が叡山に登って出家受戒したのは文永六年十八才の秋で、鎌倉に下向したのは文永八年、同年から建治二年（一二七〇）まで浄土法門を良忠に學んでいる。良暁が鎌倉に下った翌文永九年光明寺の寺地を良忠から譲られて⁽²⁰⁾いるところを見ると、彼がいかに師の囑望するところであつたかが容易に想像される（もっとも良暁は良忠の子ともいわれているが、いずれにしても人物であつたことは事實であろう）

そこで宗尊親王と良暁の閱歴から考えて、「玉葉和歌集」載するところの兩者の歌が、文永六、七年の交京都で詠ぜら

れたものであることがわかる。いま良暁と親王との間にどの程度の交わりがあったか知る由もないが、文永三年には僧良基、法印嚴慧らの、親王を擁して北條氏を傾けんとする運動もあり、これは親王の與り知らざるところであったが、執權時宗は親王を廢して京都に送還している。また寂惠の歌からは、世捨人としての淡々たる感懐が偲べるだけで、彼鎌倉政權に對する心意といったようなものは汲みとりえないが、寂惠が宗尊親王を介し、鎌倉政權に對してなんらかの感情を懷いていたろうことは想像に難くない。またこれは余りにもほしいままなる空想で、識者の非難を浴び、憫笑を買うかもしれないが、寂惠の開山となった淨樂寺のあるところは、もと三浦氏の本據であり、その一門和田義盛は建保元年北條義時の陰謀の犠牲となって滅んでゐる。この地に和田氏一門に對する愛惜、同情の深いことは當然であろう。

文永、弘安兩役後北條氏の國家經營いよいよ多難なる時——幕府の内部においては、はやくも時宗の歿した弘安八年(二二八八)安達泰盛の亂となってその不統一を曝露し、永仁五年(二二九七)には、御家人の窮迫を救うために徳政令を發して社會不安を招致するといったような混亂の時期を背景として、淨樂寺においてある種の抵抗を試みたであろうこと、つまり造像銘札に、ためにする作爲を加えたと想像することは許されないのであろうか。(本銘札は和田氏一門を願就成院の場合の時政に拮抗せしめようとしてゐることに意味があり、またそうすることが和田氏一門の菩提を弔う唯一のとはいえないまでも、有力な方法であつたことはいふまでもなからう)「新編相模國風土記稿」傳うるところの寂惠中興の時から安置されていたという佛像胎内に、その銘札を納入したと考えることはできないであらうか。筆者はその當事者に良暁を擬することを敢てしたいと思う。

ところで淨樂寺の造像銘札について、從來興福寺と運慶との關係は、「峯仲子私田賣券」以外にこれを明らかにしようべき確實な文獻を缺いてるのであるから、この銘記は後世の運慶に関する知識のおよばないところで、文治五年當初の

ものとみななければならないという説も一應もつともであるが、もし相應院の名が、かつて叡山に登って出家受戒した僧侶——つまり寂惠の、いうまでもなく當時の南都興福寺に關する知識をあらわすものであるとしたらどうであろうか。さて淨樂寺の造像銘札はさらに願成就院のそれと關連してくると思われるので、つぎに目をその方に移そう。

四

筆者はさきに願成就院の銘札の示す内容が、「吾妻鏡」の記載と符合するという理由で、たとえその銘札を納めていた兩像は失われても、「造像銘記としての價値は秋毫も動かない」という從來の見解は、そのままでは受けとれず、再検討を要するのではなからうかと疑ったのであるが、この問題について少しく考察してみよう。

まず本銘札の日づけは文治二年五月三日であり、「吾妻鏡」の記載の日づけは文治五年六月六日であることに注目したい。人あるいは、願成就院は頼朝の奥州征伐の戰捷祈願のために北條時政によって建立され、その落成供養が文治五年六月六日に行われたというかもしれないが、「吾妻鏡」のこの部分の記載は極めて曖昧で了解に苦しむものがある。

「爲北條殿御願、爲祈奥州征伐事、伊豆國北條内、被企伽藍營作、今日擇吉曜有事始」ここまでは無難であるが、「立柱上棟、則同被遂供養、名而號願成就院」と續けるのは全く無理である。

ところで「吾妻鏡」同年十一月廿四日條に「北條殿下向伊豆國、是奥州征伐之後、可建立一伽藍之由、六月御立願之間、已於北條及其沙汰、仍爲奉行云々」とあり、よしこの記載を六月六日の記載と結びつけて、事始、立柱、上棟、供養、佛像安置をその間の經營とみなしても、二個所の記載の間には、あるいは「爲祈奥州征伐事」とあったり、「是奥州征伐之後、可建立一伽藍之由」とあったり、その間矛盾があり、記載が不統一であることは事實である。

さて奥州征伐に關連して、秀衡が平泉に歿したのは文治三年十月で、「吾妻鏡」には「伊豫守義顯爲大將軍可令國務之由、令遺言男泰衡以下云々」とみえているが、泰衡は同五年閏四月三十日、義經を高館に襲つて自害せしめている。義經の死が鎌倉に報ぜられたのは五月廿二日、腰越浦でその首實檢されたのが六月十三日、「吾妻鏡」は六月廿七日條(21)に「此間奥州征伐沙汰之外無他事」と傳えており、奥州征伐の議の決せられたのはおそらくこの頃であろう(頼朝が正式に征討を決したのは六月卅日である)

ところで奥州征伐の決せられた時期を文治五年六月末として、その戰捷祈願のための造像が、文治二年五月三日にはじめられるわけがないから(もつとも奥州征伐を源家の宿縁と考えれば、同年の造像もあるいは可能であるかもしれないが、それならなにも特に文治二年に限る必要もなからう)願成就院の造像銘札に該當する像は奥州征伐には關係がなく、「吾妻鏡」の記載と願成就院の造像銘札とは符合しないことになる。すでにふれたように、「吾妻鏡」のこの部分の記載は不統一で、なにか作意を感じしめるものがあるように思われる。

さて現在願成就院には、定印の阿彌陀如來坐像を中尊に、不動明王(二童子を従えている)毘沙門天兩像を脇侍とした三尊を本尊として安置している。丸尾章三郎氏の説(22)によれば、中尊は運慶様式により、興福寺北円堂本尊彌勒菩薩坐像の像容と同類型で、その制作の時期は鎌倉第三期にもとむべきものであろうという。鎌倉條三期というのは、氏によれば頼朝の世代の第一期、北條氏の實權掌握の第二期(義時の歿した元仁元年、さらに廣元、政子の歿したその翌年頃まで、運慶の歿年といわれている貞應二年は偶然この期の終末期となるわけである)について泰時執權の時代(元仁元年——仁治三年)である。一三二四

なお願成就院にはさらに一體の阿彌陀如來坐像が遺存し、大御堂佛と傳えられているが、これを「吾妻鏡」の記載と照應させて、文治五年六月に安置された阿彌陀三尊像の中尊とする見方もあるが、この像は像高一四三、五糎、中品中

生の珍らしい印相で、體貌太造りで大きく、肉身張り強く、螺髪は小粒であるが丈高く、眉秀で、眼は細く開いているのが特徴である。しかし「この像の制作の時期は文治を溯り、しかも地方作を思わせるものがある」

丸尾氏の説に對して久野氏は、中品中生の阿彌陀、不動、毘沙門の三體はいずれも文治年間の造像であるとし、丸尾氏説との間には大なる逕庭がある。久野氏は

大正十二年頃には、現在の不動、毘沙門兩像は銘札とは結びつかないが、中品中生の阿彌陀如來像だけは當時のものと考えられていた（大正十二年二月發行「日本國寶全集」二の解説に「前に據げた阿彌陀三尊のうち、中尊だけは今に遺存し、甚勁健な手法に運慶其人の作たるを思わしめる」とみえている）ところがこの阿彌陀如來像も、円成寺大日如來像の銘文が発見され、運慶の初期の作風が明瞭になり、それとの比較からこの像の様式、制作の時期などが否定されるに至ったものであろう（昭和八年發行「日本國寶全集」五五の解説に「……とはいえこの像を本寺所藏の造像銘札に事よせて運慶の作に擬することは相計なるべく、寧ろ彼の作とせられてゐるかの円成寺大日如來や、興福寺北円堂彌勒像などと較べて何處となく都らしからぬ様子、特異な手法等が看取せられて、彼の作と言ひ難いものがある」と記されている）

とし、要するに円成寺の大日と願成就院の阿彌陀とのちがいは、運慶の成長であると同時に時代の成長でもあること、また願成就院像の「都らしからぬ様子」の由ってきたところは、東國武士の需めに應じて「當然運慶も彼等の好む豪放な像を刻むことに意を用いた」點にあるのであろうとされている。

ここで銘札に該當する像を考えてみよう。丸尾氏は

寶曆修理の際に、この銘札を納めていたというその兩像はこの銘札に該當するものか、或はそれに該當する文治像に對して、第二次的等のものであるのではないか。そうしたことも、詮索は及ぶべきであるが、そうした點は結局すべ

て判定し得ない。それならば、この銘札に該當する像は、史に、文治五年六月立柱上棟供養されたといふ願成就院本尊阿彌陀三尊及び不動、毘沙門像中のものであろうか。この點についても、確證を得られないから……
といわれ、要するに

この二銘札は、一組を成すものと認めることを併せ考えて、阿彌陀如來の兩脇侍像か、不動、毘沙門兩像のものとなり、この孰れかというと、後者の方に、寶曆傳から、歩がある
とされている。

さてここに當然起る疑問は、寶曆三年（一七五三）北條氏貞が不動、毘沙門兩像を修理した際、それぞれの胎内から發見された二面の銘札について、「兩像は爾後不幸にして全く壞滅に委し、銘札二枚も其適歸すべき所を失ったが……」とある一件についてである。爾後といい、壞滅といい、極めて曖昧で判然しないが、二面の銘札は兩像が修理後壞滅して、適歸すべきところを失うまで、それぞれの胎内に納まっていたのであろうか。また兩像の壞滅後、舊像と全く同類の現在の不動、毘沙門兩像が、どこからか移座されたものであろうか。多少の疑いなきをえない。丸尾氏は銘札に該當する像をたずねてこう結論される

一、この銘札に妥當する運慶の制作が、少くとも二體あったこと。それは、恐らく、願成就院のものであり、それは文治五年供養の不動、毘沙門兩像であつたらう。この兩像は阿彌陀三尊像とともに遺存していない。その阿彌陀三尊像は、同じく、運慶作であつたと思いたい。

一、現在の願成就院に安置する定印阿彌陀如來及び不動、毘沙門三像は、運慶様の、鎌倉第三期頃の作で、當初のもの⁽²⁴⁾の後繼するものでもあろう。

と。

筆者はさきに、頼朝が奥州征伐を決したのは、「吾妻鏡」によれば文治五年六月末で、その戦捷祈願のための造像が、文治二年五月にはじめられるわけがなく、願成就院の胎内銘札に該當する像は奥州征伐には関係がないから、「吾妻鏡」の記載と願成就院の造像銘札とは符合しないことになり、また「吾妻鏡」の願成就院營作の部分の記載は不統一で、なにか作爲を感じしめるものがあるように思われるということを一言した。

丸尾氏によれば、現在願成就院に安置されている諸像のうち、定印阿彌陀如來、不動明王、毘沙門天の三體が氏のいわゆる鎌倉第三期頃すなわち泰時執權時代の制作であり、中品中生の阿彌陀如來一體は文治期を溯るものであるが、筆者をしていわしむれば、この丸尾氏説を容認して、これらの諸像がすべて銘札に關係あるを予想せしめるものである。

ところでさきにふれた「吾妻鏡」にあらわれる願成就院營作のくだりが、統一を失った最大の原因の一つは、僅々四カ月で終った奥州征伐の戦捷祈願として、時政が新しく寺院を建立しなければならなかったこと、そこに五體の佛像を新しく安置しなければならなかったこと、というよりは北條氏の權威を嚴飾するためにそうみせかけなければならなかったことにあるのではなからうかと思う。これについては「吾妻鏡」自體の性格の問題に關連してくると考えられるので、つぎに簡単にこれにふれてみよう。

五

頼朝の奥州征伐にあった泰衡は、敗走に際して居館、寶藏に火を放ち、財寶をことごとく焼いている（「吾妻鏡」文治五年八月廿一日條）

杏梁桂柱之構、失三代之舊跡、麗金毘玉之貯、爲一時之新灰、儉存奢失、誠以可愼者哉

ともみえているが、焼失を免れた一倉庫にあった沈紫檀など唐木厨子數具のなかに、牛玉・犀角・象牙笛・水牛角・紺瑠璃等笏・金沓・玉幡・金花鬘・蜀江錦直垂・不縫帷・金造鶴・銀造猫・瑠璃燈爐・南庭百等々の珍寶はあげて數うべからざる有様であった(廿二日條)

これらの珍寶を檢閲した葛西清重、小栗重成に對し、頼朝はそれぞれ象牙笛・不縫帷・玉幡・金花鬘を與えているが、それは彼等の所望するところが、頼朝の志向に合致したからである。

可庄嚴氏寺之由、申之故也云々

の記載はまことに興味深い。平泉文化が、いかなる意味において鎌倉武士の心をとらえたかは容易に想像することができよう。

頼朝は平泉を征して、平泉文化に征せられた。永福寺は平泉文化に魅せられた頼朝が、大長壽院を模して造營したものであり、かくして頼朝は黄金⁽²⁵⁾ずくめの豪華な平泉文化の魔力から解放されることができたといえよう。

頼朝は奥州征伐後、清衡以下三代造立するところの堂舎について、源忠已講、心蓮大法師などの注進を受け、その保護を約し、また寺領をことごとく安堵し、その旨を円隆寺南大門に壁書として掲げている。注進状には

一 毛越寺事

堂塔四十余宇、禪房五百余宇也。

基衝建立之、先金堂號圓隆寺、鏤金銀、繼紫檀赤木等、盡萬寶、交衆色、本佛安藥師丈六、同十二神將、雲慶作之、佛菩薩像以玉入眼事、此時、講堂、常行堂、二階惣門、鐘樓、經藏等在之、九條關白家染御自筆被下額、參議教長卿書堂中色紙形也、此本始例、

尊造立間、基衡乞支度於佛師雲慶、々々注出上中下之三品、基衡令領狀中品、運功物於佛師、所謂圓金百兩、鷲羽百尻、七間々半徑ノ水豹皮六十枚、安達絹千疋、希婦細布二千端、糠部駿馬五十疋、白布三千端、信夫毛地摺千端等也、此外副山海珍物也、三ヶ年終功之程、上下向夫課駄、山道海道之間、片時無絶、又稱別祿、生美絹積船三艘送之處、佛師扑躍之余、戲論云、雖喜悅無極、猶練絹大切也云々使者奔返、語此由、基衡悔驚、亦積練絹於三艘送遣訖、如此次第、達 鳥羽禪定法皇叡聞、令拜彼佛像御之處、更無比類、仍不可出洛外之由被 宣下、基衡聞之、心神失度、閉籠于持佛堂、七ヶ日夜斷水漿祈請、愁申子細於九條關白之間、殿下令伺天氣給、蒙 勅許、遂奉安置之と記されている。

毛越寺に關するこの記載は、當時の申告にあらわれた寺院の縁起とでもいうべきもので、従つてこの記載内容と文治五年とはなんの關係もない。⁽²⁶⁾つまり雲慶は文治五年に奥州毛越寺の藥師如來並びに十二神將像を作つたのではない。事實この記載によれば雲慶は鳥羽法皇の院政時代の人となり、また造像について基衡との關係において説かれているが、鳥羽法皇の崩御は保元元年（一一五七）基衡の歿年は保元二年であり、いずれも運慶の推定出生年代^(仁平元年頃)と合せ^{一一五一}考えて矛盾するところがある。

要するにこの記載は、藤原氏が平泉に京都文化を移植するに、その豪富を以つてした一面を物語るものであり、あるいは「平泉の豪奢に對する京紳の好奇を極大の形で表現したものにほかならない」⁽²⁷⁾し、さらにまた後世「吾妻鏡」編纂の時代に、平泉の京方に對する金力攻勢を名匠運慶に關連ずけて物語つた一種の運慶傳説とでもいってよいものかもしれない。さてこのようにして「吾妻鏡」編纂當事者は、自家の權威を飾るために、自家の營作にことよせて運慶を登場せしめるに至つたのであろう。

「吾妻鏡」に對する研究は、江戸時代から明治大正時代にかけて行われているが、「吾妻鏡」を以ってあるいはその記載當時の記録にあらざして、北條氏盛時の追記であり、官府の書にあらざしてその家記であるとなすもの、あるいは北條氏の家記としても、承久三年までの記載は、既存の日記に補綴を施した追記であり（嘉祿二年まで追記の部分がある）さらに本書はその性質上三部より成り、第一部（治承より承元前後まで）は諸家の記録、故老の物語を参照して、日記體に編述したもので、潤飾多く、北條氏のために辯護曲筆した個所が少なからずあり、第二部（建曆前後から延應前後まで）は諸家の日記によるところ多く、また第一部より追記の個所が少ないから、第一部に比して信憑性が高く、第三部（延應前後より以後）が純粹の日記であるとなすもの、あるいはまた本書は全く後世の編纂物で、その体裁が將軍を中心として項を設け、卷を分けているので將軍の實記ともいふべきものであり、その編纂の時期を時宗、政村の執權、連署たりし頃と推定するものもある。

八代國治氏は、文治元年二月十八日條と三月八日條の二個所にみえている義經渡海（屋島合戦にさきだち、渡部から阿波に渡った）の記載を、ほかのかゝる記載と比較考量して、「吾妻鏡」をもって純粹の日記にあらざして後世の追記であり、同書は「明月記」、「源平盛衰記」、「金槐和歌集」、「天臺座主記」、「海道記」などによって編纂されたもので、また同書が編年の日記體なるにもかかわらず、記載年度が將軍中心になつてゐるから、將軍の實録とも稱すべきものであるとし、氏はこれを個人の編纂物ではなく、鎌倉幕府の編纂物であるとされている。氏はさらに「吾妻鏡」が北條氏を辯護曲筆しているやにみえる點について

本書が北條氏を庇護して曲筆し、或は事實を湮滅したる形迹あるは止む事を得ざることなり、本書編纂の當時は幕府の實權は全く北條氏に歸して、將軍は徒に虚器を擁するのみ、加うるに本書編纂を企てしは北條氏なれば、之れが、編

纂者が、北條氏を庇護して曲筆し、或は事實を煙滅したる形迹あるは、實に止むを得ざるに出でしものなるべしとしこれを承認されている。

さて「吾妻鏡」の編纂の時期の問題について、氏は本書の頼朝、頼家、實朝の前三代と頼經、頼嗣、宗尊親王の後三代の記載に著しい逕庭のあることに注目し、兩者は同時代の編纂物にあらざるべしと疑い、前三代將軍記は文永三年（一二六六）から同十年までの間の編纂とみるを至當とし、その間相ついで執權、連署たりし政村、時宗を編纂企劃者に擬し、後三代記は貞時執權の正應三年（一二九〇）から嘉元二年（一三〇三）までの期間を想定し、前後編纂の間に比較的隔りのあるのは、二回に互る元軍來寇のためであろうとされている。

「吾妻鏡」の誤謬についても、氏は多くその例をあげ、鎌倉時代中葉以後、古文書の偽造が多く行われた理由、「吾妻鏡」の編纂者が敢てこれを採録した理由についても説明を加えておられる。すなわち頼朝以來崇敬の篤く、忠勤をばげんだ諸社寺、諸氏は、所領安堵をはかり、頼朝在世中からすでに偽造文書が行われた。これはその作製が巧妙であったためでもありまた作製當事者の權勢をおそれたためでもあろうとされている。

「吾妻鏡」特に第一部に北條氏のためにする曲筆が少なくないということについてはさきにもふれたが、頼家、實朝の將軍交迭の間の記載も、「猪隈關白記」、「明月記」、「業資王記」などの記載と照合することによって、それが北條氏の謀略を陰蔽せんとする曲筆であることを容易に理解することができる。

また北條氏および名についても「吾妻鏡」は將軍の實記とでもいうべきものであるから、將軍家一門以外には敬語を用いない筈であるのに、北條氏にもこれを用いている。もつとも實名を忌み、時政を北條殿、義時を江馬四郎殿、江馬殿、泰時を金剛殿あるいは金剛公、時頼を江馬太郎殿、政村を陸奥四郎主、時宗を相模太郎主または相模太郎殿といつ

たような敬稱でよんでいる。

ところで北條氏の辯護曲筆の多くみられる「吾妻鏡」の記載に、さらに進んで自家の權威を飾るための作爲が加えられているのは當然で、願成就院營作の記載が、統一を失っているのもそのためである。

要するに願成就院の造像銘札は、北條氏の「吾妻鏡」編纂當時における曲筆の一部とみることができないであろうか。

「吾妻鏡」編纂當事者はその記載の一部として願成就院の造像銘札を作爲し、當時すでに存在していた佛像の胎内にそれを納入したと考えることはできないであろうか。

なお「吾妻鏡」編纂の時期は、推定運慶の歿年をさるおよそ半世紀、運應傳説⁽²²⁾の成立する適當な時期といえるかもしれない。

むすび

二つの造像銘札

願成就院の場合

「吾妻鏡」編纂の時期といわれる文永三年から十年までの間に、というのは文永十年以前にすでに制作されていた像——それは丸尾章三郎氏の推定制作年代に従う筆者としては、現在願成就院安置の全像が、胎内に銘札を納入する可能性を有していたと考えざるをえないのであるが、銘札は二面であるから、丸尾氏のいわゆる鎌倉第三期（泰時執權の時代）の作品と推定される不動、毘沙門兩像がこれに該當することになるわけであるが（當時この兩像とともに願成就院に現存する二體の阿彌陀如來像が、それぞれ脇侍を伴って二組ともに、あるいは一組だけ安置されていたのであるかどうか等々については全く不明

である) こうなれば銘札を出したという不動、毘沙門兩像について、「兩像は爾後、不幸にして全く壊滅に委し、銘札二枚も其適歸すべき所を失ったが、造像銘記としての價值は秋毫も動かない」というような苦しい説明もなくすむのではなからうか。また造像銘札も銘記にみえる文治二年から八、九十年新しいことになり、十三世紀の後半のものとなる。

淨樂寺の場合

寺の縁起も判然せず、現存諸像の由來も全く不明であるが、銘札は寂惠が中興開山となつたと推定される十三世紀末葉から十四世紀初頭にかかる時期に、その當時から安置されていたといわれる佛像胎内に納入されたものであり、これもまた銘記より約一世紀をくだるものであらうと思う。

以上筆者は二つの造像銘札をめぐって、これをそのまま容認して立論するのは危険ではなからうかと考え、といつてもあたまからこれを疑つてかかるのでは毛頭なく、先入見にとらわれず、再検討を加えるところに、あるいは先學諸氏の諸論考に介入しうる余地を見出すことができるのではなからうかと愚考する次第である。

思うにこの問題については、史料としての兩銘札に對する嚴密な考證を要することはいうまでもなく、いわゆる藤末鎌初における、中央様式としての佛像彫刻の發達の過程とともに、鎌倉を中心とする地方様式の成立の徑路を十分にあげ、さらには中央における佛所すなわち慶派(七條佛所)院派(七條大宮佛所)ならびにその別流(六條萬里小路佛所)圓派(三條佛所)の消長關係を明らかにし、淨樂寺の場合のごときは、當時幕府の特別の保護を受けて、政治的社會的にも重きをなした禪宗と他宗特に淨土宗との關係などにも考察をおよぼすべきであらう。

本稿はまことに蕪雜、また牽強附會のそしりを免れないかもしれぬ。大方の批判叱正を希うものである。

註

右件米如數請取候畢

建久五年二月十三日 請使 金嚴丸

(1) 「日本國寶全集」二「塔婆形銘札」解説

(6) 「運慶様式の成立」上(「Museum」一五)

(2) 同前

(7) 「發見された運慶」(「藝術新潮」二一ノ六所收)

(3) 「淨樂寺の佛像と運慶」(「美術研究」三〇四所收)

(8) 小野氏系圖(「續羣書類從」一六六所收)

(4) 「佛師運慶について」(「佛教藝術」二三) のち「中世文化の基調」所收

(9) 竹内理三氏編「平安遺文」(「金石文編」四二五—九頁)

(5) 「淨樂寺の佛像と運慶」(「美術研究」三〇四所收)

仁科 (首部) (墨書)

「發見された運慶」(「藝術新潮」二一ノ六所收)

「運慶様式の成立」(「Museum」一五、一六所收)

(胎内木札・表) (第三段) (墨書)

「端裏書」(「小林 運慶房大買得分」)

(佛眼佛母大呪梵字三十字)

合壹段者字小林 四至坪付本公殿在

念誦數大咒六千四百五十返

沽却 田地券文事

小咒十萬返

右件田地者、峯仲子相傳領掌

造立間所作也

私領也、而依有要用、現米限

(第四段) 南閻浮提大日本國

伍石、西金堂衆雲慶房大運賀院

東山道信州安曇郡 御厨藤尾郷内

永奉本公驗具沽却畢、仍爲後代之

覺蘭寺

證驗、放新券文狀如件

大施主平朝臣盛家

建久五年二月十一日 買人峯仲子 (略押)

芳緣女大施主伴氏

仲山姉子 (略押)

嫡男平市熊嫡女同吉祥

(異筆裏書)

二女同苔童三女同安俱利

請取田地直米事

右志ハ爲各現世安穩一切所願

合絹四疋米貳石代現米貳石者庄納斗定

悉地成辨惣御一家安穩
子孫繁唱也

(第五段)
最初建立歡進聖人快尊之寺

但何歲月日慥不知、其後

金剛佛子宗慶已灌頂聖人

勸進之大聖千手觀自在尊像

一躰白檀等人五尺也

(第六段)
念誦僧衆數

宗慶 相西

湛海 朝源

西源 鏡善

開如房瀧王房

信勢

治承三年歲次己亥十月廿五日酉如之、十一月廿八日壬午供養、大

佛師武藏講師慶圓太郎坊小佛師重源
小佛師香飯

執筆湛海義淵坊

(木札裏) (整書)
治承三年十一月廿八日大歲
壬午

如形執筆僧湛海

(10) 一志茂樹氏著「美術史上より見たる仁科氏文化の研究」

二つの造像銘札をめぐる

(11) 「佛像の胎内と胎内奉籠物」(史迹と美術二四ノ二、五)

(12) 竹内理三氏編「平安遺文」(金石文編)四一四頁

(第一木札・裏面) (整書)
永久寺住僧榮心

爲悲母尊靈尼蓮登并師尊靈僧信豐往生淨土法界衆生平等
利益也、敬白、

治承二年十二月 日

(13) 「佛像の胎内と胎内奉籠物」(史迹と美術二四ノ二、五)

(41) 「尊勝寺供養記」康和四年(一一〇三)七月廿七日條

丑刻太上天皇渡御、同刻中宮行啓、用系毛寅刻發小音聲、

神分、同刻法印權大僧都經範參上、奉仕東西御塔鎮壇、

心住持獨立、埋金銅器、其中納
五香五寶、以五色線纏其籠上、次奉渡御御塔御佛、權僧正良意奉行

之、其御佛中心安置月輪、

「兵範記」仁平四年(一一五四)八月八日條

早旦、參鳥羽殿、新御堂、釋迦堂三尊、阿彌陀堂九體、

皆丈六像、當日可被奉居、而予今日自佛所假屋、移御堂

庇、明朝鎮壇、可安佛壇也、

(裏書)
御佛體別、奉籠月輪種字胸間、被書滴字、

「兵範記」仁安二年(一一六七)六月十二日條

早旦參西林寺、今日新御堂可被安置御佛法丈六阿
彌陀……

次奉居御身、先是奉籠阿字等了、

(15) 建久五年(一九四)六月廿八日條

造東大寺間事、將軍家旁令助成給、材木事、仰左衛門尉高綱、於周防國、殊有採用、又二菩薩四天王像等宛御家人可致造立云々、所謂、觀音、宇都宮左衛門尉朝綱法師、虛空藏、穀

倉院別當親能、增長、島山次郎重忠、持國、武田太郎信義、多聞、小笠原次郎

長清、廣目、梶原平三景時、又戒壇院營作、同被仰付小山左衛門

尉朝政、千葉介常胤以下訖、而其功頗遲引之間、今日所

被催促也、但各偏存結緣之儀、可成功之由、御下知先

訖、只以隨公事之思、事若及懈緩者、可辭申之旨、嚴密

被觸仰云々、

(16) 「吾妻鏡」建保四年正月十七日條

將軍家御持佛堂御本尊釋迦像、雲慶奉造之、自京都被奉渡、可有開

眼供養事、爲信濃守行光奉行、有其沙汰

同廿八日條

始安置御本尊於於御持佛堂、即有供養之儀、導師莊嚴

房律師行勇、請僧七口、鶴岡供僧等也

なお同六年十二月二日條には、義時發願の大倉新御堂

について

右京兆依靈夢所令草創給之大倉新御堂被安置藥師如

來像、雲慶奉造之、今日被遂供養云々

とあり、さらに翌承久元年(二一九)十二月廿七日、政

子發願の勝長壽院五佛堂の條には

爲二品所願、爲故右府追福、於勝長壽院之傍、草創一伽

藍、安置五大尊、佛師運慶法印、號之五佛堂、今日迎彼忌日、有

供養之儀、明禪法印爲導師云々

とみえている。

(17)

定朝五代康朝の子で、文治五年興福寺食堂の造佛に當り、また建久五年同金堂彌勒淨土像々佛賞によつて法橋位、さらに正嘉元年法眼位に叙せられたと傳えられているが、現在彼の作品と決定しうるものが遺存していないのは残念である。

定朝ののち、その流れは二分し、その四代康助から一は康朝、成朝へ、一は康慶、運慶へと傳えられ、後者の作風が藤原様式から鎌倉新様式へと次第に變遷するところからみて、前者は依然として藤原古様を墨守していたと想像される。いずれにしても成朝によって鎌倉の地に中央様式が傳えられたことは事實であろう。

丸尾彰三郎氏著「鎌倉の彫刻」によれば、證菩提寺

(現橋本市戸塚區上郷町所在)阿彌陀三尊像は新様の藤原末期様式

で、勝長壽院成朝作阿彌陀三尊像を想見するよすがとなるものという。

(18)

「新後撰和歌集」・「玉葉和歌集」など數種の當時の和歌

集に作品がみえている。

(19) 「鎌倉市史」史料篇第三「光明寺文書」の項

源空上人・辨阿上人、良忠三代相傳事、世間無其隱、皆以所應可也、依之授釋寂惠已畢、然者、早三代之義勢、可被弘通之狀如件、

弘安九年九月六日

良忠 (花押)

右手 (手印)

左手 (手印)

浄土相承手次

先師良忠狀以正本
謄寫了

法然上人

辨阿上人

良忠上人

良曉

良譽

右、當流者、吉水之正流、鎮西之余風也、師資相承之旨、聊無違失、早任先師遺誠、可令弘通、先師相傳傳通記同讓與了、仍狀如件、

二つの造像銘札をめぐって

正和三年八月五日

右手 (手印)

左手 (手印)

(20) 同前「良曉述聞副文」

讓與

悟眞寺房地并同兔田武州在嶋
井

文永九年正月十六日

然阿彌陀佛

(花押)

(21)

此間奥州征伐沙汰之外無他事、此事、依被申 宣旨、被催軍士等、群集鎌倉之輩、己及一千人也、爲義盛、景時奉行、日來注交名、前圖書允爲執筆、今日覽之、而武藏下野兩國者、爲御下向巡路之間、彼住人等者、各致用意、可參會于御進發前途之由、所被觸仰也、

(22)

同氏著「鎌倉の彫刻」願成就院諸像については氏の教示によるところが多い。

(23)

「浄樂寺の佛像と運慶」美術研究三〇四所收

(24)

丸尾氏前掲書

(25)

「吾妻鏡」文治五年十二月九日條 今日永福寺事始也、於奥州、令覽泰衡管領之精舍、被企當寺花構之懇府、且宥數萬之怨靈、且爲救三有之苦果也、抑彼梵閣等、並宇之中、有二階大堂、專依被摸

之、別號二階堂歟、梢雲揮天之極碧落、起從中丹之謝、揚金荆玉之飭紺殿、剩加後素之圖、謂其濫觴、非無由緒云々、

同建久三年十月廿九日條

永福寺扉并佛後壁畫圖終功、修理少進季長畫之、是被摸秀衡建立圓隆寺、至于畫圖、一事已上如彼云々、

同十一月廿日條

永福寺營作已終其功、雲軒月殿、絕妙無比類、誠是西土九品莊嚴、遷東關二階梵宇者歟、今日御臺所有御參云々、

同廿五日條

今日、永福寺供養也、有曼陀羅供、導師法務大僧正公顯云々、

(26) 林屋辰三郎氏「佛師運慶について」(「佛教藝術」二三のち「中世文化の基調」所收)

(27) 例えば源豐宗氏「運慶の没年に就いて」(「佛教美術」一八)

(28) 高橋富雄氏著「奥藤原氏四代」

(29) 同氏著「吾妻鏡の研究」

(30) 文治元年二月十八日條

廷尉昨日自渡部欲渡海之處、暴風俄起、舟船多破損、士卒船等一艘而不解纜、爰廷尉云、朝敵追討使暫時逗留、可有其恐、不可顧風波之難云々、仍丑尅、先出舟五艘、

卯尅着阿波國椿浦、常行程三ヶ日也、則率百五十余騎上陸、召當國住人近藤七親家爲仕承、發向屋嶋、於路次桂浦、攻櫻庭介良遠敬位成良弟之處、良遠辭城逐電云々、

同三月八日條

源廷尉義經飛脚自西國參着、申云、去「月」十七日、僅率百五十騎、凌暴風、自渡部解纜、翌日卯尅、着于阿波國、則遂合戰、平家從兵或被誅、或逃亡、仍十九日、廷尉被向屋嶋訖云々、

(31) 「吾妻鏡」建仁三年七月廿日條

將軍家俄以御病惱、御心神辛苦、非直也事云々、

同廿三日條

御病惱既危急之間、被始行數ヶ御祈禱等、而卜筮之所告、靈神之祟云々、

同八月七日條

將軍家御不例太辛苦云々、

同廿七日條

將軍家御不例事危急之間、有御讓補沙汰、以關西三十ヶ國地頭職、被奉讓舍弟千幡君、十歳、以關東二十八ヶ國地頭并惣守護職、被充御長子一幡君、六歳、爰家督御外祖比企判官能員潜憤怨讓補于舍弟事、募外戚之權威、揮獨歩志之間、企叛逆、擬奉謀千幡君并彼外家已下云々、

同九月一日條

將軍家御病惱事、祈禱共如無其驗、依之、鎌倉中太物
悉、國々御家人等競參、人之所相謂、叔姪戚等不和儀忽
出來歟、關東安否、蓋斯時也、云々、

かくして九月二日、能員は北條氏を追討せんとして頼
家と議するところを政子にうかがわれ、同日能員は政
子、時政のために殺され、一幡もその犠牲となり、七日
頼家は出家を強いられ、十日に至つて干幡が將軍に推舉
されている。ところが「猪隈關白記」九月七日條には

關東征夷大將軍從二位行左衛門督源朝臣頼家、去朔日
薨去之由、今朝申院^{來カ}云々、日者所勞^{來カ}云々、生年廿二^{來カ}云々、故前右
大將頼朝卿子也、件頼家卿一孺舍弟童年十二^{來カ}云々、今夜任
征夷大將軍、敍從五位下、名字實朝^{來カ}云々、自院被定^{來カ}云々、上
卿内大臣、執筆左大辨^{來カ}云々、官奏之次^{來カ}云々

とあり、時政は九月一日に偽つて頼家薨去を奏聞し、
その弟干幡の任征夷大將軍を奏請しているわけである。

(32)

かかる引例はいささか氣がひけるが、田中萬宗氏の著
「運慶」には、明治の中頃まで、東大寺南大門仁王像の
説明に「右は運慶、左は湛慶、どちらも左甚五郎の作」
といったとあるが、また里見弴氏の「若き日の旅」^{(明治}

^{四十二年}氏が志賀直哉、木下利玄の兩氏とおこなつた上方旅行記)には

二つの造像銘札をめぐつて

山門を出て、仁王を振り返つて見ながら、志賀が、
「俾夫^{くるまや}なんぞに案内させると、『右は運ケン、左は湛ケ
ン、作は左甚五郎でござりやす』と云つて説明するさう
だよ

とみえ、ここに至つて運慶の作品どころではなく、運
慶が作品、運慶が仁王そのものになりきっている。